

# 「神話のふるさと県民大学」開催業務委託仕様書

## 1 目的

県民向けのリレー講座や講演会、小学校等における出前授業などで構成する「神話のふるさと県民大学」を開催し、様々な切り口から多くの県民に記紀や神話・伝承の楽しみ方を伝え、記紀編さん1300年記念事業の目指す「県民総語り部化」や「次世代への継承」に資するものとする。

## 2 業務概要

### (1) 企画・立案

「神話のふるさと県民大学」の開催目的を十分踏まえ、記紀や県内の神話・伝承、それらにちなんだ伝統文化やゆかりの地などの楽しみ方や魅力が十分に伝わり、かつ、集客力のある内容とし、講師による講演や対談、神楽公演などのプログラムを企画・立案する。

なお、企画・立案に当たっては別紙「事業実施スケジュール（イメージ）」を参考とすること。

#### 【開催回数のイメージ】

##### ア リレー講座 6回程度

県内大学が実施する記紀関連講座と連携して実施することとし、各講座の企画・運営は大学と協議の上で決定する。

また、宮崎市以外で開催する地域開催講座を1回以上行うものとする。

##### イ 神楽講座・公演 6回程度

宮崎県総合博物館民家園にて、神楽公演（2回）の企画・運営を行う。また、宮崎県総合博物館にて、神楽に関する講座や体験講座（3回）、パネルディスカッション（1回）の企画・運営を行う。3回のうち、1回は神楽に関する講座とパネルディスカッション、1回は神楽公演と神楽講座（体験講座）をそれぞれ同日に行うものとする。

##### ウ 記紀みらい塾 6回程度

次世代を担う子どもたちが、本県にまつわる神話や伝承などに触れることで、郷土への誇りや愛着を育むことを目的に、小・中・高等学校や公民館等において記紀や地域の伝承などを題材とした出前授業を行う。

なお、夏休み期間等を利用した公民館等での地区開催を1回以上行うものとする。

##### エ 日本書紀シンポジウム 1回

記紀編さん1300年記念事業の一環として、日本書紀編さん1300年を記念したシンポジウムを開催する。

規模 観客定員 250名程度

内容 天理大学雅楽部による雅楽演奏（約30分）

講師 3名による基調講演（各約40分×3名）

パネルディスカッション（約50分）

### (2) 運営・管理

ア 講座等の聴衆の参加料は、原則として無料とする。

イ 講座等ごとに全体管理マニュアル、進行台本等を作成する。

ウ 会場設営、必要な備品（マイク、プロジェクター、パソコン等）の手配など

- 講座等の実施に係る演出等を行う。
- エ 神楽公演の舞場となる御神屋については、2回とも屋内で開催（予定）し、神楽保存会等と事前に調整の上、必要な備品の手配及び設営を行う。また、それぞれに観客席等を設けるものとする。
  - オ 講師・出演者等の送迎、アテンドを行う。
  - カ 参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
  - キ 講座等の司会進行、運営を行う。
  - ク 日本書紀シンポジウムの講演内容は、将来、書籍化を予定しているので、確実な方法で音声の録音を行い、文字起こしを行う。
  - ケ 参加者に「神話のふるさと県民大学」に関するアンケート調査を実施する（案文の作成、印刷、配付、回収、集計作業を含む）。
  - コ その他「神話のふるさと県民大学」の開催に必要な準備一切を行う。

### (3) 広報

- ア 「神話のふるさと県民大学」の開催目的や出演者のプロフィール等を記載したリーフレット、ポスターを作成することとし、より多くの県民が興味、関心を持つよう分かりやすく親しみやすいものとする。
- イ 作成したリーフレット、ポスター等の配布を行い、インパクトのある広報を行う。
- ウ 必要に応じて、個別に講座のチラシを作成するなど、申込人数が定員に満たない場合の集客対策を行う。

### (4) 参加申込の受付

- ア 講座等の参加は原則として事前申込制とし、事前申込の受付、聴講券の交付及び参加申込者名簿の作成を行う。
- イ 申込は先着順とし、定員を超えて参加できない申込者には、お詫びのお知らせを行う。
- ウ 申込みの方法については、電話やハガキ、インターネットなど複数の方法で行う。
- エ 「神話のふるさと県民大学」開催に伴う電話等問い合わせの対応を行う。

## 3 経費

原則として、日本書紀シンポジウムに出演する雅楽団体に係る謝金及び旅費、雅楽関係道具運搬費を除く全ての経費（会場及び設備使用料、会場装飾費（看板等）、出演者の謝金及び旅費、出演者の昼食（弁当）の飲食費、チラシ作成費、マニュアル・進行台本作成費、広報費、受付業務に係る人件費など本事業の実施に係る必要経費一切）

## 4 成果品等

本業務の成果品等及び納期は、次のとおりとする。

- (1) ポスター・・・・・・・・・・ 200部（令和2年6月15日）
- (2) リーフレット・・・・・・・・ 20,000部（令和2年6月15日）
- (3) 日本書紀シンポジウムの講演音声データ、文字起こし原稿・・・・一式（令和3年3月19日）
- (4) 事業実施報告書・・・・・・・・ 1部（令和3年3月19日）
- (5) (1)～(4)の電子データ・・・・一式（令和3年3月19日）

## 5 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、甲が指定する場所とする。

## 6 その他

- (1) 成果品についての権利は、県に帰属する。
- (2) 製作にあたって、県と十分に連絡をとりながら行う。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。